

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 経済部
令和4年度4月～11月分 必要に応じて令和3年度分
- 3 監査の着眼点 令和4年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画
(以下「実施計画」という。)に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和5年1月4日～令和5年2月22日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努めるとともに、検討されたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市予算規則第13条第1項は、支出負担行為として整理する時期は別表第1に定める区分によるものとし、別表第1では、委託料の支出負担行為として整理する時期は「契約を締結するとき又は請求のあったとき」と規定している。

しかしながら、令和4年6月7日付けで契約が締結されたぎふーど愛称及びロゴマーク商標権存続期間更新業務委託は令和4年8月12日に至るまで、令和4年6月20日付けで契約が締結された三輪地域における「ものづくり産業等集積地計画」推進事業業務委託は令和4年11月29日に至るまで、令和4年7月6日付けで契約が締結された令和4年度岐阜市企業見学会実施業務委託は令和4年9月6日に至るまで、それぞれ支出負担行為書が起案されていないかった。

イ 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、商工課が備品管理システムに記録している備品について、所在を確認できないものがあった。

今後は、岐阜市予算規則及び岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。なお、支出負担行為書の作成時期に関する指摘については、令和2年度の定期監査及び行政監査においても同様の指摘をしており、確実に対応されたい。

(2) 事故の防止について

令和3年4月13日、食肉地方卸売市場で作業していた職員が転落し、後頭骨を骨折する事故が発生した。

今後は、同様の事案が起こらないよう安全管理を徹底されたい。

(3) 個人情報保護の徹底について

岐阜市個人情報保護条例第3条第2項は、職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨規定している。

しかしながら、令和4年11月に開催したぎふ信長まつりに対する御意見に回答する際、1人の個人情報（氏名、フリガナ、メールアドレス、携帯電話番号）を他人のメールアドレスに誤って送信していた。

今後は、岐阜市個人情報保護条例を遵守し、適正な事務を執行されたい。

[意見事項]

(1) 適正な事務執行について

令和2年度に実施した定期監査及び行政監査における指示事項として、経済政策課の車両について、共済期間、車検期間及び自賠責保険期間の記載が漏れているものがあったため、適正に処理するよう指導した。

これに対し、庶務担当者が年度当初に記載漏れがないか確認し、また、更新の時期には、庶務担当者が記載を更新し、係長が確認するとの報告があった。

しかしながら、経済政策課の3台の車両管理簿において、共済期間の記載が漏れていた。

以上のことから、監査で指示された事項について、確実に対応されたい。

(2) 工事の設計・積算における確認の徹底について

令和4年8月に、農地整備課が契約依頼した工事において、設計書の積算を誤った事案が1件発生していた。

設計・積算における項目や数量、単価などの確認を徹底するとともに、チェック機能の強化による再発防止に部全体で取り組まれない。